

## 第2章

## 計画策定の背景

## 1

## 山梨県の男女共同参画の現状と課題

## (1) 現 状

平成22年(2010年)に実施した「県民意識・実態調査」や他の統計調査の結果を全国の平均値と比較すると次のような特徴が見られます。

## ① 固定的性別役割分担意識

県民意識・実態調査は  
巻末附属資料 P53～P56 を参照

**性別による役割分担意識はいまだ根強く残っている。**

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対して、〈賛成〉(「賛成」と「どちらかという賛成」)は40.6%、〈反対〉(「反対」と「どちらかという反対」)は45.7%であり、平成12年に調査を行ってから初めて〈反対〉が〈賛成〉を上回りましたが、すべての世代で、男性は〈反対〉を支持する割合が高くなっています。

全国と比較すると、〈反対〉を支持する割合は男女ともに低くなっています。

## ② 男女の平等感

**「学校生活の場」以外では不平等感が強い。**

「家庭生活」「学校生活」「職場内」「地域」「社会全体」の5つの分野における男女の平等感については、「学校生活」以外は、〈男性優遇である〉(「男性優遇」と「どちらかという男性優遇」)と回答しています。

前回調査(H17)と比較すると、すべての分野において、〈男性優遇である〉(「男性優遇」と「どちらかという男性優遇」)と回答した割合は減少しているものの、全国と比較すると、すべての分野で〈男性優遇である〉と回答した割合が高くなっています。

## ③ 女性の就業に関する意識

**出産に伴い、職業をやめるという考え方の人が多い。**

女性が職業をもつことへの意識については、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と回答(45.6%)した割合が一番高く、次に「子どもができて職業を続ける方がよい」(31.3%)となっています。一方、全国では、「子どもができて職業を続ける方がよい」(45.9%)、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(31.3%)の順になっています。

## ④ 男女共同参画に関する言葉の認知度

**認知度は高い傾向。**

男女共同参画に関する言葉の認知度について、「知っている」、「見たり聞いたりしたことがある」と回答した人の割合は、『男女共同参画社会』については72.4%(全国64.6%)『DV(配偶者からの暴力)』は90.4%(全国78.7%)、『男女雇用機会均等法』については85.0%(全国79.3%)など、全国と比較すると、高い割合となっています。

⑤政策・方針決定過程への女性の参画

	山梨県		全国	
県議会における女性議員の割合	11.1%	(H22)	8.1%	(H22)
市議会における女性議員の割合	10.9%	(H22)	12.9%	(H22)
町村議会における女性議員の割合	6.4%	(H22)	8.1%	(H22)
県の審議会等における女性委員の割合	37.0%	(H22)	32.2%	(H22)
市町村の審議会における女性委員の割合	20.9%	(H21)	26.6%	(H21)

県議会における女性議員や県の審議会等における女性の委員の割合は、全国平均を上回っています。

資料：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府）

⑥6歳未満の子どもを持つ夫と妻の1日当たりの家事関連時間\*

	山梨県		全国	
	夫	妻	夫	妻
0歳	64	540	82	590
1～2歳	68	410	63	452
3～5歳	41	347	44	369
平均	54.8	396.4	58.2	441.1
	55分	6時間36分	58分	7時間21分
うち	30.9	141.8	31.8	183.9
育児時間	31分	2時間22分	32分	3時間4分

6歳未満の子どもをもつ夫の家事関連時間は妻と比べ、全国、本県ともに短く、夫と妻の時間には、大きな差があります。

資料：「平成18年社会生活基本調査」（総務省）

★家事関連時間とは？  
家事、介護・看護、育児、買い物の合計時間

⑦雇用の場における女性の参画

雇用の場における女性の参画は、全国と比較すると有業率以外は進んでいません。

		山梨県		全国	
女性公務員の管理職の登用状況	県	3.6%	(H22)	6.0%	(H22)
	市町村	8.5%	(H21)	9.8%	(H21)
学校管理職に占める女性の割合	校長	小学校	11.7%	18.4%	(H22)
		中学校	0.0%	5.3%	
		高等学校	4.5%	5.6%	
	教頭	小学校	12.4%	21.3%	
		中学校	4.4%	7.8%	
		高等学校	9.7%	7.3%	

資料：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府）、「学校基本調査」（文部科学省）

	山梨県	全国
25歳から44歳までの女性の有業率	71.5%	67.8%

資料：「就業構造基本調査」（総務省統計局）

	山梨県		全国	
	男性	女性	男性	女性
勤続年数(H22)	12.3年	8.8年	13.3年	8.9年
雇用形態（正規）(H19)	71.8%	41.6%	72.5%	43.0%
雇用形態（非正規）(H19)	17.5%	53.8%	18.0%	53.1%
男女の賃金格差(H22)	335.4千円	223.4千円	328.3千円	227.6千円
	41.9歳	41.4歳	42.1歳	39.6歳

資料：「就業構造基本調査」（総務省統計局）

	山梨県	全国
管理的職業従事者に占める女性の割合	11.0%	11.9%

資料：「国勢調査」（総務省統計局）

管理的職業従事者とは？ 事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。

⑧地域における女性の参画

	山梨県		全国	
自治会長に占める女性の割合	2.0%	(H23)	4.3%	(H23)
農業委員に占める女性の割合	2.4%	(H22)	4.9%	(H22)

資料：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府）  
「農業委員への女性の参画状況」（農林水産省）

地域における、政策・方針決定過程への女性の参画は、全国と比較すると進んでいません。

⑨教育の場における女性の参画

	山梨県		全国	
	男性	女性	男性	女性
大学（学部）への女性の進学率	58.0%	45.3%	56.4%	45.2%

資料：平成22年度学校基本調査（文部科学省）

大学への進学率の男女差は、全国と同程度です。

## (2) 第2次計画の目標指標の達成状況

第2次計画（計画期間：平成19年度から平成23年度）では、基本目標ごとに合計20項目の目標指標及び目標値を設定しています。

平成23年(2011年)4月末現在で、20項目中10項目について、目標を達成しています。（達成項目には数値にアンダーラインを引いています）

### 目標ごとの達成状況

#### <基本目標Ⅰ> 男女共同参画社会を形成するための意識改革

- |   |                 |
|---|-----------------|
| (1) 「男女共同参画社会」という用語の周知度<br>推移：(H17データなし) → 72.4%(H22)   | 目標 100%(H23)    |
| (2) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに<br>反対する人の割合を、賛成する人の割合より高める<br>推移：-7.1ポイント(H17) → <u>5.1ポイント</u> (H22) | 目標 5.0ポイント(H23) |
| (3) 男女共同参画推進センター開催講座受講者数<br>推移：11,800人(H17) → <u>72,736人</u> (H22)                                    | 目標 60,500人(H23) |

「男女共同参画社会」という言葉を「知っている」「見たり聞いたりしたことがある」という人の割合は72.4%となっており、一定の周知は進んできていますが、目標値には達していない状況です。

#### <基本目標Ⅱ> 男女共同参画による豊かな社会づくり

- |  |              |
|--|--------------|
| (4) 県の審議会委員等への女性の登用率<br>推移：35.1%(H18) → 37.4%(H22)       | 目標 38%(H23)  |
| (5) 管理的職業従事者における女性の割合<br>推移：9.5%(H12) → 11.0%(H17)       | 目標 20%(H23)  |
| (6) 自治会長、区長における女性の割合<br>推移：1.2%(H18) → <u>2.0%</u> (H23) | 目標 2.0%(H23) |
| (7) 人口10万人当たりのNPO法人数<br>推移：18法人(H18) → <u>40法人</u> (H22) | 目標 33法人(H23) |
| (8) 家族経営協定締結数(農業)<br>推移：214件(H17) → <u>284件</u> (H22)    | 目標 266件(H23) |
| (9) 議会推薦による選任女性農業委員数<br>推移：13人(H18) → 14人(H22)           | 目標 28人(H23)  |

県の審議会委員等への女性の登用率や管理的職業従事者及び自治会長、区長における女性の割合、議会推薦による女性農業委員数は、いずれも増加傾向にありますが、目標値には達していない状況です。

### ＜基本目標Ⅲ＞ 男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくり

(10) 山梨県男女共同参画推進事業者等表彰(事業者表彰)数 推移: 3企業 → 8企業 (H14-H18) (H19-H22)	目標 10企業(H23)
(11) 県立職業能力開発施設における離転職者訓練における女性入校率 推移: 60.1%(H16) → <u>66.1%</u> (H22)	目標 65.0%(H23)
(12) 男性の育児休業取得率 推移: 0.7%(H15) → 0.9%(H22)	目標 5.0%(H23)
(13) 放課後児童クラブ実施箇所数及び定員 推移: 161箇所(H17) → <u>189箇所</u> (H21) 6,311人(H17) <u>7,857人</u> (H21)	目標 180箇所(H21) 7,400人(H21)
(14) 延長保育実施保育所数 推移: 117箇所(H17) → 136箇所(H21)	目標 160箇所(H21)
(15) 子育て支援コーディネーターの養成人数 推移: 37人(H17) → <u>211人</u> (H21)	目標 200人(H21)

離転職者訓練における女性の入校率、放課後児童クラブの実施箇所数や人数、子育て支援コーディネーターの養成人数については目標を達成しています。

事業者表彰企業数、男性の育児休業取得率や延長保育実施保育所数は、目標には達していない状況です。

### ＜基本目標Ⅳ＞ 女性の人権と健康に配慮した社会づくり

(16) 女性の人権についての認識率(夫婦間における「ケガをしない程度になぐる蹴る、平手で打つ」行為について、暴力と認識する人の割合) 推移: 77.7%(H17) → 79.0%(H22)	目標 100%(H23)
(17) 乳がん検診(40歳以上)受診者数 推移: 36,662人(H17) → <u>44,118人</u> (H22)	目標 43,000人(H23)
(18) 子宮頸がん検診受診者数 推移: 34,194人(H17) → <u>43,382人</u> (H22)	目標 36,400人(H23)

女性の人権についての認識率は、広報や講座の開催など各種啓発活動を行っていますが、目標値には達していない状況です。

### ＜基本目標Ⅴ＞ 男女共同参画社会形成に向けた計画的推進

(19) 市町村男女共同参画計画策定率 推移: 71.4%(H18) → 85.2%(H22)	目標 100%(H23)
(20) 男女共同参画宣言市町村数 推移: 1市町村(H17) → 2市町村(H22)	目標 5市町村(H23)

市町村における計画策定率は、全国順位では、H20年に3位、H22年には14位と比較的上位にありますが、目標値には達していない状況です。



### (3) 課 題

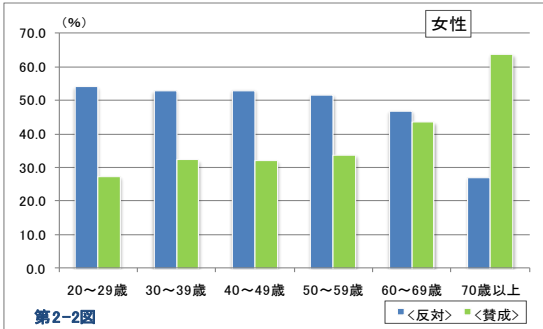
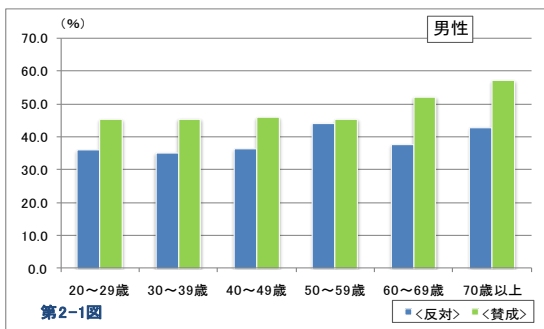
① 固定的性別役割分担意識の解消とこれに基づく社会慣行の見直し

② あらゆる分野での男女共同参画の着実な推進

これまで見てきたように、本県の男女共同参画は第2次計画策定前より改善してきており、全体的には徐々に成果を上げつつありますが、特に地域における意思決定過程への女性の参画や、職場における女性の登用などの身近な分野では進んでいるとは言い難い状況にあります。

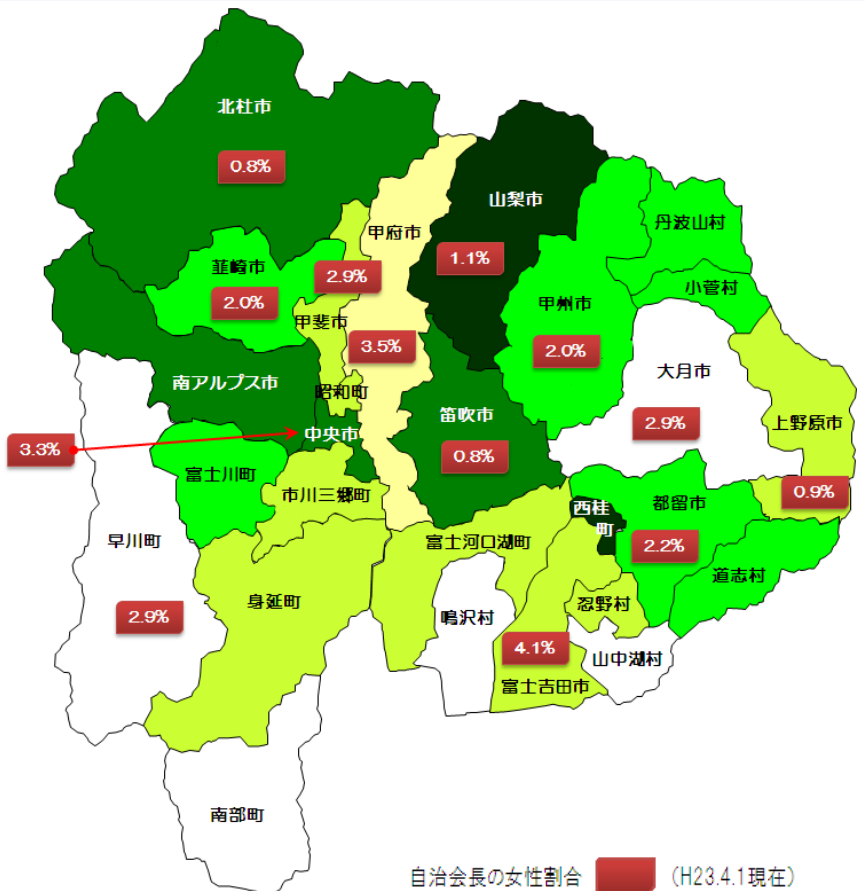
この主な要因は、いまだに固定的性別役割分担意識にとらわれた社会慣行が根強く残っていることにあると思われ、この意識の解消と社会慣行の見直しを図るとともに、地域や職場など社会のあらゆる分野で着実な成果を上げていくことが課題です。

◆ 固定的性別役割分担意識 ◆ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



◆ 地域における女性の参画 ◆

女性議員	議員現員数	女性割合	(H23.12.1現在)	
県	3	38	7.9	
山梨市	4	18	22.2	20%以上
西桂町	2	10	20.0	2市町村
北州市	4	22	18.2	15～20%未満
中央市	3	17	17.6	
南アルプス市	4	24	16.7	
笛吹市	4	24	16.7	
富士川町	2	16	12.5	10～15%未満
小菅村	1	8	12.5	
丹波山村	1	8	12.5	
都留市	2	18	11.1	
韮崎市	2	18	11.1	
甲州市	2	18	11.1	
道志村	1	10	10.0	
甲斐市	2	21	9.5	5～10%未満
忍野村	1	14	7.1	
身延町	1	16	6.3	
昭和町	1	16	6.3	
上野原市	1	18	5.6	
市川三郷町	1	18	5.6	
富士河口湖町	1	18	5.6	
富士吉田市	1	20	5.0	
甲府市	1	32	3.1	1～5%未満
大月市	0	15	0.0	0%未満
早川町	0	10	0.0	
南部町	0	13	0.0	
山中湖村	0	12	0.0	
鳴沢村	0	10	0.0	



2

# 社会環境の変化等

男女共同参画社会基本法では、県計画は国の計画を勘案して定めなければならないとされていることから、第2次計画策定以降の社会環境の変化や国の第3次男女共同参画基本計画について再確認します。

## (1) 社会環境の変化

### ① 人口減少及び少子高齢化の進行

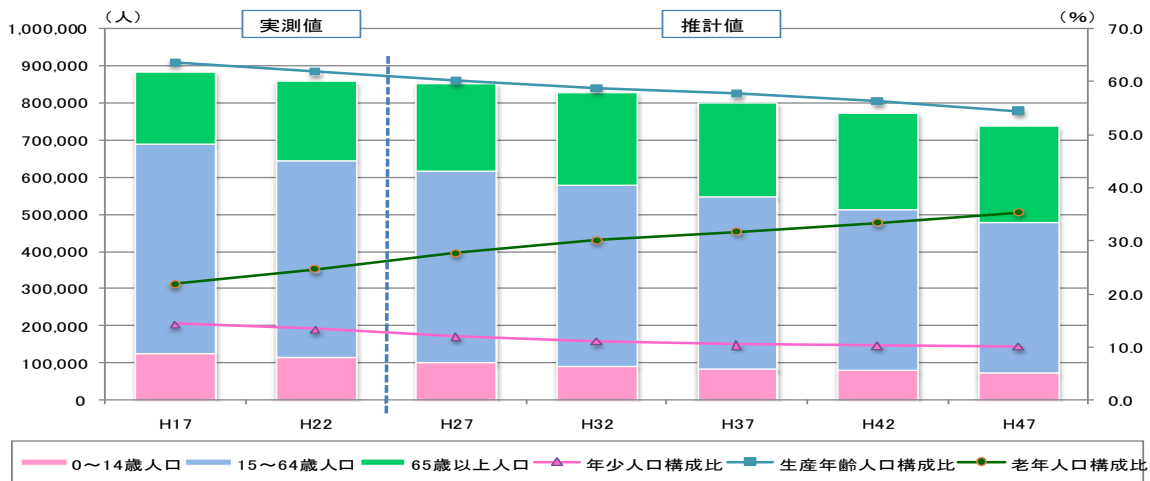
本県の人口は平成12年(2000年)をピークに減少に転じ、平成22年(2010年)の国勢調査では、863,075人となり、前回調査の平成17年(2007年)に比べ、21,440人(2.4%)減少しています。

人口の年齢区分別構成をみると、総人口に占める割合は、年少人口(0歳~14歳)13.4%、生産年齢人口(15歳~64歳)61.9%、老年人口(65歳以上)24.6%であり、前回調査と比較すると、年少人口と生産年齢人口の割合は減少している反面、老年人口の割合は増加し、今後も同様な傾向で推移すると想定されます。

平成23年(2011年)の本県の総人口に占める65歳以上の高齢者の人口割合(高齢化率)は、24.2%であり、全国の高齢化率<sup>1</sup>23.2%に比べ、高齢化が進んでいるといえます。

合計特殊出生率は、平成22年(2010年)は1.34と、依然として低い水準で推移しています。

こうした人口減少と少子高齢化の進行は、労働力人口の減少など、経済社会に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。このため、男女の性別や年齢層に関わりなく社会参画を進めるとともに、女性の就業の促進とその能力を十分に発揮できる就業の環境整備を進めていくことが大切です。

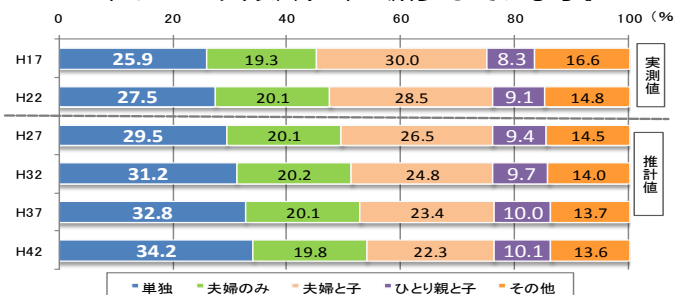


第2-3図 年齢区分別人口の推移及び将来推計(山梨県)

(資料:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」)

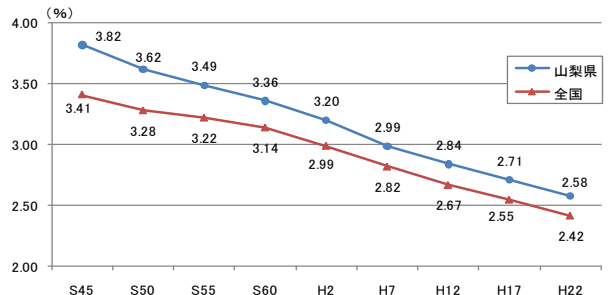
### ② 家族形態の変化

平成22年(2010年)の国勢調査によると本県の一般世帯数は327,075世帯で、昭和45年以降、年々増加していますが、一般世帯の1世帯あたり人員は2.58人であり、昭和45年の3.96人以降、年々減少しています。



第2-4図 家族類型別世帯の割合(山梨県)

(資料:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口研究所「都道府県の将来推計人口」)



第2-5図 一世帯当たり人員の推移(県、全国)

(資料:総務省「国勢調査」)

<sup>1</sup> 高齢化率 65歳以上の高齢者人口/総人口×100

家族類型別世帯割合の将来推計によると、今後、「単独」「ひとり親と子」の世帯の割合が上昇する一方、「夫婦と子」の世帯の割合は低下していくことが見込まれます。

夫婦とも65歳以上の高齢夫婦世帯<sup>2</sup>は35,798世帯で、県総世帯数の10.9%を占め、前年に比べ、4,688世帯(13.1%)増加しています。

65歳以上の高齢者のうち、29,318世帯が在宅ひとり暮らし高齢者で、中でも65歳以上の女性の単独世帯は、20,812世帯と増えています。

家庭や地域では、家族形態の変化や人間関係の希薄化等に伴い、育児や介護、地域活動を行う力が弱まり、従来の性別役割分担を前提とした社会のしくみでは対応が困難になってきていることから、社会全体で支える体制の整備を図るとともに、男女がともに、さまざまな場に参画していくことが求められます。

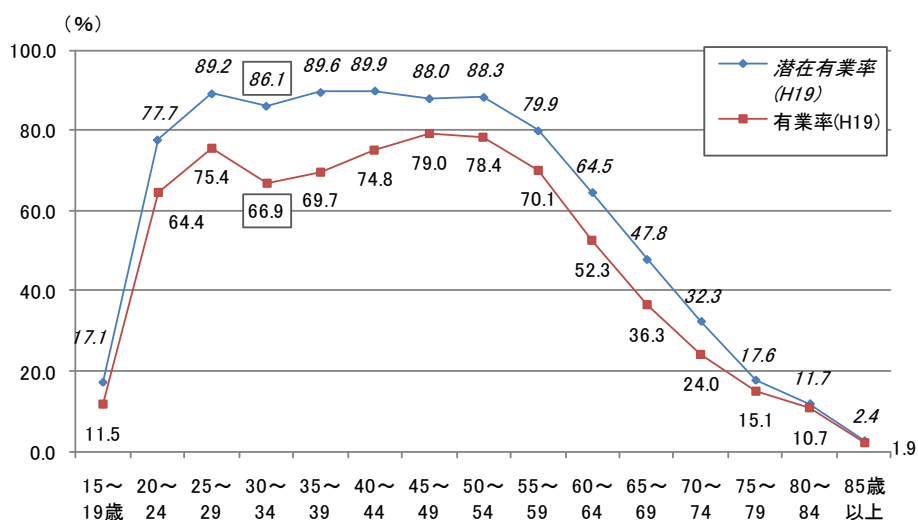
### ③ 就業環境の変化

本県の有業者数は、平成19年(2007年)の就業構造基本調査によると、463,400人で、男女別の構成比は、男性が57%、女性が43%です。年齢階層別有業率でみると、女性の場合、依然として30歳前半を谷とする「M字カーブ」を示し、出産、育児を機に就業を中断する女性が多いことがうかがえます。また最近では、30歳から39歳までの有業率は次第に上昇しており、出産年齢の変化や女性の就業に関する意識の変化などが反映されていると考えられます。

また、30歳から34歳までの女性の有業率は66.9%ですが、潜在有業率は86.1%となり、就業の意思があっても、就業することができないことがうかがえます。

さらに、雇用形態では、男女ともに正規の職員・従業員が減少し、パート・アルバイト・派遣社員などの非正規雇用者が増加し、非正規雇用の63%を女性が占めています。

女性が希望に応じて就業を継続できるようにするためには、雇用等の均等な機会と待遇の確保を推進するとともに、仕事と家庭生活や地域での生活を両立できるよう、仕事と生活の調和の推進や柔軟な働き方を選択できる環境の整備を進めることが必要です。



第2-6図 年齢階層別有業率と潜在有業率

(資料:総務省「就業構造基本調査」)

<sup>2</sup> 高齢夫婦世帯 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

## (2) 国の第3次男女共同参画基本計画の概要

### 特徴

① 経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設

\* 下記の重点分野のうち、★がついているものが新設

② 実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」

\* 第2次基本計画の42項目の2倍近い82項目(延べ109項目)の「成果目標」を設定

#### Check

(※「成果目標」とは、それぞれの重点分野に掲げる具体的施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準)

③ 2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進

\* 中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進  
\* 政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかける

④ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も協調

\* 女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

### 第3次男女共同参画基本計画における主な施策

#### 重点分野

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画★

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第5分野 男女の仕事と生活の調和

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(★がついているのは新設分野)



## (3) 第3次計画の策定に当たり特に重視する視点

第3次山梨県男女共同参画計画を策定するに当たり、これまでの社会環境の変化や国の第3次男女共同参画基本計画を勘案し、今後特に重視していく視点を次のとおり設定します。

### 1 女性の社会への参画促進

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を築くために、女性をはじめとした多様な人材を活用することにより、多様な視点の導入、新たな発想を取り入れることが可能となることから、女性の参画をあらゆる分野で進めていくことが必要です。

そのためには、女性が、政治、教育、地域、農山村、就業の場など、幅広い分野において参画できるよう、固定的性別役割分担意識の解消、女性の社会参画への理解の促進、女性の能力発揮への支援等を行うことが重要です。

### 2 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

すべての人があらゆる場面で活躍できる社会は、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点から捉えることが不可欠です。固定的性別役割分担意識の解消、長時間労働の抑制などをはじめとする働き方の見直しなど、男性に関わる課題に対応するためにも、男性への積極的な働きかけが必要です。

また、子どもたちが将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育つよう、子どもの頃から男女共同参画の意識を醸成することが重要です。

### 3 生活上の困難におかれている人々への支援

経済の低迷に伴う雇用・就業をめぐる環境の変化、グローバル化、家族形態の変容などが進む中で、貧困や、教育、就労等の機会を得られない、地域での孤立などさまざまな生活上の困難に直面する層が増加しています。

特に単身世帯やひとり親家庭は、他の家族形態と比較すると貧困に陥る率が高い上に、昨今の経済情勢や雇用・就業環境の悪化など、さらに厳しい状況に直面しているため、働き続けることができ、安定した賃金を確保できるよう、雇用問題や均等な機会と公正な待遇の確保などの支援に取り組む必要があります。

### 4 地域社会の活性化と男女共同参画の推進

地域社会では、人間関係の希薄さに加え、家族形態の変化などがみられる中で、身近な地域課題に対応していけるよう、地域力を高める必要があります。

そのためには、男性も女性も、誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。

男女共同参画推進センターは地域における活動の拠点として、県と連携し、従来の普及啓発に加えて、地域の課題解決に向けた地域住民が行う実践活動への取り組みや、市町村、関係団体などのネットワークづくりを支援するなど、機能を強化することが求められます。

## 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和は、年齢や性別、未婚、既婚を問わずすべての人が、健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じて自己実現を可能にするとともに、育児・介護を含め、家族が安心して暮らすための責任を果たしていく上で重要です。

このため、子どもや子育て世帯を支援するさまざまな施策との密接な連携を図りながら、企業、労働者、国、市町村などとともに、仕事と生活の調和を推進することが求められています。

## 6 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力を根絶するため、「暴力を許さない」という社会的認識を徹底させるための意識啓発、相談体制の充実などの基盤整備を行うとともに、若年層に対する教育機会の充実、配偶者等からの暴力の防止対策や被害者支援などきめ細かな対応により、暴力の形態に応じた幅広い支援を総合的に推進することが必要です。